## 留学プログラム申込の重要事項確認及び申込兼同意書

確認	重要事項
	当協会はお客様が希望する留学先及びその内容を考慮の上、お客様が希望する留学先・滞在先の手続き代行を行
	いますが、お客様が希望する資格の取得、試験の合格、その後の留学先への合格など、留学プログラム期間中及
	び終了後のお客様に対し、何ら保証を行うものではありません。(基本約款:第4条)
	当協会からお客様に提供される情報は、提供時点でのものであり、その後、予告なく変更される可能性もありま
	す。その変更により発生するいかなる問題も当協会では責任を負いかねます。(基本約款:第4条(12))
	当協会が留学プログラムの実施に障害があると判断した場合、当協会はお客様の申込を拒否又は解約することが
	あります。(お客様の虚偽申告・既往症、官公庁・公的機関からの命令・勧告など)(基本約款:第3条)
	申込済み留学プログラムの変更及び解約の際は、手数料等が発生します。(基本約款:第8条、第9条、第10条)
	の学生学校の判断により、コニュ土間建立は、その内容・条件が亦正されて担合がよります。 単物会の第四下に
	留学先学校の判断により、コース未開講又は、その内容・条件が変更される場合があります。当協会の管理下に
	ない事由による損害、損失に対するいかなる責任も負いかねます。(基本約款:第13条)
	現地サポートは、国や都市によって内容や条件が異なり、別途費用が発生する場合があります。(基本約款:第4
	条 (6))
	渡航中に発生した問題は、当協会及び各受入機関は、相談及びその問題解決に可能な限りサポートしますが、ま
	ずは、お客様との直接関係による解決を試みてください。特にホームステイ先での家庭内のトラブルが多くあり
	ます。ホームステイの心得を出発前に確認してください。(基本約款:第4条(7)(11))
	ホームステイや寮等の滞在先を手配する場合、滞在先の場所や設備などの希望をお伺いしますが、あくまでも希
	望であり、その希望に添えない場合があります。(基本約款:第4条(10))
	当協会から旅行会社、保険会社、クレジットカード会社等を紹介する場合がありますが、本申込とは別契約であ
	り、その変更や取消に伴う手数料等はお客様の負担となります。また、留学プログラムの変更・解約を行った場
	合でも、それらの契約内容に変更はありません。(基本約款:第13条)

## 申込兼同意書

一般社団法人 日本ワーキングホリデー協会 殿

私は、留学プログラム基本約款を受領し、上記重要事項と共に内容に関して担当者による説明を受けこれらを十分に理解した上で、留学プログラムの申し込みを行います。

 申込者氏名(自署)
 年 月 日

 「申込者が未成年者の場合」
 が、留学プログラム基本契約に基づき、留学プログラムの申し込みを行う事に同意します。

 親権者代表氏名(自署)
 年 月 日

 スタッフ使用欄
 担当者確認
 年月日
 担当者確認②年月日
 承諾日/承諾者年月日